

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	短期滞在ビザ取得の遅延	・設置またはトラブル対応業務で日本を含むシェンゲン協定国外から出張者を呼ぶ際に、有償作業を実施する場合は、事前に短期ビザの取得が必要。(シェンゲン協定によるビザ無し渡航では労働不可) ビザ取得必要日数3ヶ月。	新規	・短期ビザ申請スキームの確立。リロケーション会社に依頼して、スキームを確立中。	
2	日機輸	EU圏滞在許可証取得済み駐在員の労働許可証取得義務	・EU圏の滞在許可証（労働許可含む）を取得済みの駐在員であっても、オーストリアで労働する場合は事前の労働許可申請が必要。突発的なトラブル等が発生しても、すぐに出張して対応することが不可。	新規	・労働する可能性がある国への事前申請 (オーストリアは過去に実績あるため、ある程度手続きは確立されている。)	